

城南中学校 いじめ防止基本方針

龍ヶ崎市立城南中学校

1 いじめ防止についての基本的な考え方

【いじめの定義】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（平成25年いじめ防止対策推進法 第2条「定義」）

上記の定義を受け、本校では「いじめはどの生徒・学級・学年・学校にも起こりうることを常に意識しながら、いじめの発生・深刻化を防ぐためにこの「学校いじめ防止基本方針」を設定して生徒の指導に当たっている。いじめに対して教職員がとるべき基本姿勢は以下の通りである。

- ①いじめは人権侵害であり、絶対に許されない行為である。
- ②いじめを許さない・見過ごさない意識を常に持つ。
- ③様々な手段を講じていじめの早期発見に努める。
- ④生徒や保護者からのささいな相談にも親身になって応じることでいじめの早期発見や防止につなげる。
- ⑤いじめの防止・解決のために学校だけでなく地域社会との連携を図る。

2 いじめ防止・いじめ問題対策に関する組織

本校では「いじめ防止対策会議」を設置し、日々いじめがないか確認するとともに、いじめが発生した場合は組織的に対応する。「いじめ防止対策会議」は、校長、教頭、生徒指導主事、該当学級担任、各学年生徒指導担当教員、養護教諭、相談員、スクールカウンセラーで構成する。

毎週行われている生徒指導部会にていじめの兆候がないか確認し、いじめを把握した場合は「いじめ防止対策会議」にて校長を中心としたいじめ対策会議において指導方針を決定し、共通理解した上で迅速に対応する。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1)いじめ防止の取組

- ①生徒が主体的な学びを進め、協働的な活動を通して「分かる」喜びを実感できる授業づくりに努める。
- ②生徒会の呼びかけで、部活動ごとのあいさつ運動を行い、人間関係や自己有用感の向上に努める。
- ③自尊感情を育てるために、生徒が主体となる行事（体育祭や文化祭）を学校内だけではなく、保護者や地域の協力を得ながら行い、生徒が自ら充実感をもてるような場を意図的に増やしていく。
- ④授業はもちろん、休み時間、給食、清掃の時間、部活動の時間などでも積極的に生徒と関わる働きかけを行い、生徒と教師の人間関係の向上を図る。
- ⑤「ネット上のいじめ」防止に関しての講演会を実施し、映像を活用して、生徒や保護者の意識を高める。

(2) いじめの早期発見のための取組

- ① 定期的な教育相談の実施や、気になる生徒には個別に相談の時間をとるなど、相談体制の充実を図る。
- ② 定期的にアンケートを実施し、教師が把握しにくい（潜在的な）いじめが起きているかを確認する。
- ③ 早期発見の方法を、アンケートやチェックリストだけに頼ることなく、日頃から教職員同士や生徒、保護者や地域からの情報をキャッチしやすいように連携を深める。
- ④ 遅刻・欠席・保健室来室の記録や登校状況（しぶりなど）などから、保護者と連携を図り、早期発見・早期対応をする。
- ⑤ 学校とPTA、地域の関係団体等がいじめ問題について協議する機会（ハートいっぱいネットワーク会議）を設け、いじめの根絶に向けて地域ぐるみの対策を推進する。
- ⑥ 生徒が発信するSOSの小さなサインを見逃さないように、日頃から多角的・多面的な生徒理解に努める（チェックリスト、個別面談、個人ノート、家庭学習における一言交換などの活用）。

(3) いじめに対する措置

- ① いじめを把握したら、早急に校長に報告する。校長は「いじめ防止対策会議」を開き、組織的に対応できるよう指導方針を決定する。市教委への報告も行う。
- ② いじめの訴えや状況把握に対しては、学級担任だけでなく、複数人数の職員で対応する。
- ③ いじめの内容（身体的・経済的被害が繰り返される場合など）によっては、教育委員会や警察、その他の関連機関との連携・協力を行う。
- ④ 調査結果については、被害生徒・保護者に対して適切に情報を提供する。
- ⑤ 重大事態が発生した場合は、速やかに市教委に「重大事態」の報告を行い、市教委と連携しながら「いじめ防止対策会議」にて指導方針を決定する。

(4) 心の教育（豊かな心育成）の推進

- ① 学年学級経営の充実
 - ア 望ましいリーダーと学年・学級集団の育成
 - イ 生徒相互、生徒と教師の信頼関係の構築
 - ウ 共感的理解に基づいた生徒指導の充実
- ② 体験活動を生かした特別活動の充実
 - ア 生徒が主役となる生徒会活動や委員会活動への転換及び活性化
 - イ 職場体験、自然体験、社会体験、ボランティア活動等の充実
- ③ 道徳の授業の改善・充実
 - ア 一人一人の考えを大切に、本音で話し合える雰囲気作り授業への改善
 - イ 身近な資料を工夫した教材開発、地域人材の活用
- ④ 読書活動の充実
 - ア 朝の読書や図書館司書と連携した図書館教育の推進（県事業の推進）
 - イ 心の安定を図り、夢を育む読書活動の推進
- ⑤ 情報モラル教育の充実
 - ア ネットトラブル防止の指導の充実
 - イ 保護者との連携したフィルタリング活用

4 学校の取組に対する検証・見直し

学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、時代の流れや地域の実情なども考慮に入れ、見直しを続けながら実効性のある取組となるようにする。